第三章　届出料金の算定

（削る）

（届出料金に関する準用）

第二十条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項	第二表並びに様式第二第二表及び第三表	第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	（略）
第四条第二項	（略）	（略）
第四条第三項	（略）	（略）
第五条第一項	様式第一第三表及び様式第二第四表	様式第一第三表
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条第一項及び第二項、第四条第三項第六号並びに第六条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十六条第二号及び第三号	（略）	（略）

第三章　届出料金の算定

第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第二十四条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者（沖縄電力を除く。次項において同じ。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	（略）
第四条第二項及び第三項	（略）	（略）
第四条第四項	（略）	（略）
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条第一項及び第二項、第四条第四項第五号並びに第六条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第四項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十六条第二号及び第三号	（略）	（略）